

水質検査結果書の見方

水道法第4条第1号

水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 1 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 2 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 3 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 4 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 5 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 6 外観は、ほとんど無色透明であること。

水質基準に関する省令(平成15年5月30日 厚生労働省令第101号)より下記の50項目の水質基準値が設定されています。

(平成20年12月22日 厚生労働省令174号にて一部改正)

項目	水質基準
1 一般細菌	1m ³ の検水で形成される集落数が100以下であること。
2 大腸菌	検出されないこと。
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.001mg/以下であること。
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/以下であること。
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/以下であること。
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/以下であること。
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/以下であること。
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/以下であること。
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/以下であること。
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/以下であること。
11 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/以下であること。
12 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/以下であること。
13 四塩化炭素	0.002mg/以下であること。
14 1,4 ジオキサン	0.05mg/以下であること。
15 シス及びトランス 1,2 ジクロロエチレン	0.04mg/以下であること。
16 ジクロロメタン	0.02mg/以下であること。
17 テトラクロロエチレン	0.01mg/以下であること。
18 トクロロエチレン	0.03mg/以下であること。
19 ベンゼン	0.01mg/以下であること。
20 塩素酸	0.6mg/以下であること。
21 クロロ酢酸	0.02mg/以下であること。
22 クロロホルム	0.06mg/以下であること。
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/以下であること。
24 ジブロモクロロメタン	0.1mg/以下であること。
25 臭素酸	0.01mg/以下であること。
26 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/以下であること。
27 トクロロ酢酸	0.2mg/以下であること。
28 プロモジクロロメタン	0.03mg/以下であること。
29 プロモホルム	0.09mg/以下であること。
30 ホルムアルデヒド	0.08mg/以下であること。
31 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/以下であること。
32 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/以下であること。
33 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/以下であること。
34 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/以下であること。
35 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/以下であること。
36 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/以下であること。
37 塩化物イオン	200mg/以下であること。
38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/以下であること。
39 蒸発残留物	500mg/以下であること。
40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/以下であること。
41 (4S,4aS,8aR)オクタヒドロ4,8aジメチルナフタレン4aQH)オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/以下であること。
42 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/以下であること。
43 非イオン界面活性剤	0.02mg/以下であること。
44 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/以下であること。
45 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/以下であること。
46 pH値	5.8以上8.6以下であること。
47 味	異常でないこと。
48 臭気	異常でないこと。
49 色度	5度以下であること。
50 濁度	2度以下であること。